

国立民族学博物館施設マネジメント委員会規則

平成18年4月1日
規則第 2 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館における施設マネジメントに関する事項を審議するため、施設マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各副館長
- (2) 館長が指名する研究部長又はセンター長
- (3) 情報管理施設長
- (4) 管理部長
- (5) 館長が指名する研究教育職員
- (6) 館長が指名する総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻人類文化研究コース担当の研究教育職員
- (7) 財務課長及び企画課長

2 前項第5号及び第6号については、研究部長及びセンター長を除くものとする。

(任期)

第3条 前条第5号から第9号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第2号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員で構成する。
- 3 専門部会長は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することが

できる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。